

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 「マル優」制度はどうなるの？

Q : 「老人等のマル優」制度が廃止になり課税されるようになるかと聞いたのですが、本当ですか。

A : 老人等を対象とした制度は廃止になり、適用対象者が障害者等に限定されることになりました。老人等のうち障害者等に該当しない人については、経過措置として、今年中に非課税貯蓄申告書等を提出すれば、平成15～17年の3年分の利子については非課税となります。

【解説】

平成14年の税制改正で、老人等の預貯金等の利子についての非課税制度、いわゆるマル優が廃止され、障害者等を対象とした制度に改組されることになりました。

新しい制度の対象となる「障害者等」とは、身体障害者手帳の交付を受けている者、遺族基礎年金受給者である被保険者の妻、寡婦年金受給者等となっています。

障害者等に該当する人は、引き続き非課税の適用が受けられますが、障害者等に該当しない人は、平成18年1月1日以降は課税扱いとなります。

なお、平成15年1月1日にマル優扱いとなる郵便貯金を有していない人は、同日以後に預入する貯金についても課税扱いとなりますので、その人は平成14年中に非課税貯蓄申告書等を提出してください。そうすれば、平成15年1月1日から平成17年12月31日までの3年分の利子については、非課税の適用が受けられます。

